

保護者のみなさまへ

令和4年度

年間保存版

京都市小栗栖宮山小学校
校長 岡博士

暴風警報・特別警報・地震に対する非常措置

台風が接近して京都市に暴風警報が発令された場合や京都市において震度5弱以上の地震があった場合、および京都市に特別警報が発令された場合には、次のような措置をとります。ご家庭におかれましては、テレビ・ラジオ・インターネットなどの情報にご注意をお願いします。小栗栖宮山小学校のホームページやメール配信においてもお知らせをしていきます。

★緊急メール配信を確認後、アンケートがある場合は、下のお子さまの学年・組・氏名を 入力し、返信をしてください。（既読者確認をさせていただいている。）

★緊急電話が繋がりにくくなりますので、電話での問い合わせは、お控えください。

京都市に 「暴風警報」が発令された場合

1 登校前に「暴風警報」が発令された場合

- ① 「暴風警報」が解除されるまで登校しないで自宅で待機します。
- ② 「暴風警報」が解除された場合

☆午前 7時までに解除された場合・・・平常授業

☆午前 9時までに解除された場合・・・3校時（10：50）からの始業

☆午前11時までに解除された場合・・・5校時（14：00）からの始業

午前11時現在、まだ「暴風警報」が発令中の場合は、臨時休業となります。

2 在校中に発令された場合

原則的には、集団下校で下校します。ただし、不測の事態においては、緊急時引き渡しカードでお知らせしていただいている通りに対応いたします。

①大雨警報、洪水警報などが発表された場合

- ・教育委員会の判断により臨時休校になる場合もありますが、通常、大雨警報などでは、休校はしません。

② 土砂災害の避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていることから、本校の所在学区である小栗栖宮山学区に、避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合であっても、状況などによっては休校措置（登校見合せ等）を取る場合があります。

在校中に発令された場合は、下校の安全確認ができるまで、原則学校に留め置きます。安全確認ができ次第、緊急時引き渡しカードでお知らせしていただいている通りに対応します。（引き渡し時、一定の時間が過ぎると小栗栖中学校へ避難をしますので、御承知おきください。）

京都市に「特別警報」が発令された場合

1 前日に「特別警報」が発令されていて、午前0時【夜中】までに解除された場合、

5校時【14：00】から授業があります。（給食は中止）

2 午前0時現在発令中の場合、または、午前0時から登校前までに「特別警報」が、 発令された場合、当日、臨時休業となります。

3 在校中に発令された場合、ただちに臨時休業となります。

その場合、下校の安全確認ができるまで、原則学校に留め置きます。安全確認ができ次第、緊急時引き渡しカードでお知らせしていただいている通りに対応します。ただし、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くこととします。

京都市に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

1 登校前に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

- ① 「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日は、臨時休業とします。
☆深夜0時までに発生した場合・・・翌日を臨時休業とします。
☆深夜0時以降に発生した場合・・・当日を臨時休業とします。
☆休業日、休業前日に発生した場合・・・原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。
- ② 臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校および近隣の被災状況を確認の上、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発令された場合

原則的には、緊急時引き渡しカードでお知らせしていただいている通りに対応します。ただし、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くこととします。